

非許可食品製造業等の届出制度について

～漬物、ジャム等の営業許可不要食品の製造を行う営業に届出が必要になります～

水野 浩子（健康福祉部保健医療局 生活衛生課）

【平成27年6月15日掲載】

【要約】

漬物、ジャム、ドレッシング等の食品の製造は、食品衛生法に基づく許可を要する営業の種類以外の製造業として、従来から許可を要しないものとされており、本県においては届出等の規制がなかった。

しかし、近年の浅漬等の非許可食品を原因とする大規模食中毒事件の散発を受け、本県においては全ての非許可食品及び添加物の製造業又は加工業、並びに器具、容器包装及びおもちゃの製造業について、平成27年7月1日から届出制度を導入することとした。

1 背景

食品衛生法の規定に基づく許可を要する営業の種類以外の食品（例：漬物、ジャム等）の製造業（以下、「非許可食品製造業」という。）は、従来から許可を要しないものとされており、本県においては保健所等への届出等の規制がなかった。

しかし、平成24年に北海道において浅漬による腸管出血性大腸菌食中毒が発生し、患者数169名、うち入院者数127名、死者8名を数える大事故となった。また、平成26年には静岡市で開催された花火大会において露店商が製造、販売していた冷やしキュウリを原因とする腸管出血性大腸菌食中毒が発生し、患者数は510名、うち入院者数は114名にのぼった。

これらの事件を受け、愛知県では非許可食品製造業等においても保健所による事業者の確実な把握を行い、計画的な監視と適切な指導を行うことにより、事故を未然に防止し、食品の安全性の一層の向上を図るため、非許可食品製造業等の届出制度を導入することとなった。

2 届出対象業種

（1）食品又は添加物の製造又は加工を行う営業

食品衛生法第52条の営業許可を要しない食品又は食品添加物の製造又は加工を行う営業。

例：漬物、魚介類加工品（塩干物、しらす干し等）、ジャム、ドレッシング、生食用カット野菜等

（2）器具又は容器包装の製造を行う営業

食品又は添加物に使用される（直接接触する）器具又は容器包装の製造を行う営業。

例：飲食器類（皿、箸等）、割ぼう具（包丁、まな板等）、食器保存容器、食品用ラップフィルム、びん、缶、包装紙等

（3）おもちゃの製造を行う営業

乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ、又は乳幼児用玩具の製造を行う営業。

例：おしゃぶり、歯がため、粘土、風船、ままごと用具、積み木、折り紙等

3 届出方法

(1) 届出用紙

各保健所・保健分室で入手可能。また、インターネットからでもダウンロード可能。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000082046.html>)

記載内容：営業者住所、氏名、営業所所在地、名称、取扱品目、従事者数、使用水

(2) 届出先

営業所を所管する保健所の窓口へ提出（名古屋市、中核市を除く）。

(3) 提出期限

平成27年7月1日時点で既に営業を行っている場合：平成27年8月28日まで

平成27年7月1日以降に営業を開始する場合：営業開始前

(4) その他

届出内容（従事者数以外）に変更があった場合：営業変更届を提出

営業を廃止した場合：営業廃止届を提出